

「滋賀県環境審議会廃棄物部会」会議概要

1. 開催日時

平成 29 年 3 月 29 日（水） 14：00～15：50

2. 開催場所

環びわ湖大学・地域コンソーシアム セミナー室

3. 出席委員

池田委員（代理：寺山氏）、奥田委員、金谷委員（部会長）、芝原委員、秀田委員（代理：清丸氏）、松四委員、吉原委員（50音順）

4. 議事概要

○第四次滋賀県廃棄物処理計画の進捗状況について

- ・事務局から資料に基づき説明

（部会長）

- ・ただいまの説明に対して御意見や御質問をお願いする。

（委員）

- ・19 ページの水銀に対する今後の取組予定であるが、処理業者だけでなく、排ガス中の水銀濃度も規制対象になってくるので、水銀廃棄物が一般廃棄物の焼却物に含まれないということが大切である。
- ・一般廃棄物でも水銀含有廃棄物については事前に分別するよう啓発を含めた取組を追加した方がよい。

（事務局）

- ・17 ページの 46 番にあるように廃棄物適正管理協議会ごみ処理部会において、大気汚染防止法担当部署より、市町等に水銀排出規制に関する説明をして、市町等に対して今後の対応を促したところである。

（部会長）

- ・19 ページの 64 番で「水銀廃棄物を扱う処理業者等」とあるが、排出業者に対しても処理業者と同じウエートで普及啓発するべきであると考えてるので、「等」に含まれていると読めなくはないが、「水銀廃棄物を扱う処理業者および排出事業者」とした方がよいのではないかと。

（事務局）

- ・御意見のとおり、排出事業者を含めた指導を行っていく必要はあると考えている。
- ・ただ、排出事業者は処理業者と比べると多岐にわたるので、文言として入れていないが、「等」に含まれているという整理である。

(委員)

・65番の公共関与による処分場であるが、クリーンセンター滋賀の経営は改善してきていると聞いているが、将来閉鎖された時のことを今から考えておかないと、新たな施設はすぐには設置できないと思うので、今後の課題とするべきである。

(事務局)

・今年度クリーンセンター滋賀に関する基本方針を策定し、今後5年間の県の方針をまとめた。それに基づいて、滋賀県環境事業公社では中期経営計画を策定したところである。

・基本方針の中で平成35年以降の施設の必要性等について検討する必要があるとしており、期間内の早い段階で結論が出るように、調査を進めるとともに、業界の方々の御意向を伺いたいと考えている。

(部会長)

・7ページの産業廃棄物の最終処分量が8.8万トンとされているが、最終処分場ごとの処分量の内訳は把握しているのか。

(事務局)

・8.8万トンのうち、約3.8万トンがクリーンセンター滋賀で処分されており、約5万トンがそれ以外の最終処分場で処分されている。

(部会長)

・クリーンセンター滋賀の今後5年間の見通しがあり、その先についてはこれからということであるが、3.8万トン分の受皿をどうするのかという課題があるので、早期に考えていく必要があると考える。

・滋賀県第四次廃棄物処理計画では、特別管理廃棄物の項目がないが、県内で発生した特別管理廃棄物の一般廃棄物と産業廃棄物の区分と量、県内での処理施設の有無は、例えば、処理施設の整備の議論をする際に必要になるので、まとめておくべきであると考えます。

(事務局)

・産業廃棄物については、マニフェストの報告書や県の実施している実績調査報告により、一定のデータはある。

・特別管理廃棄物の処理施設の整備については、産業廃棄物処理業界は自由市場であり、事業者が申請し、要件が満たされていれば、許可を出すべきものである

・また、産業廃棄物は広域移動の処理が原則になる。地域内ですべて処理するようにどこまで県が誘導すべきかを検討することは、法の仕組みとは別の議論になる。

(部会長)

・それ以前の問題として、行政としてどのような種類の廃棄物がどの程度排出されて

いるか把握しておくべきではないかという主旨である。

(事務局)

・産業廃棄物のデータはおそらく把握できるが、一般廃棄物については環境省の調査に入っていないことを考えると市町等に新たな調査を課すのは難しいと思う。来年度、データ整理について、どのような対応がとれるのか検討したい。

(部会長)

・一般廃棄物については把握する仕組みがないのか。

(委員)

・特別管理一般廃棄物、特別管理産業廃棄物については、環境省でも個別の種類 of 廃棄物の量までは把握していない。

○滋賀県災害廃棄物処理計画の策定について

・事務局から資料に基づき説明

(部会長)

・ただいまの説明に対して御意見や御質問をお願いします。

(委員)

・災害廃棄物は一般廃棄物であると定義付けられているが、岩手県の産業廃棄物協会から東日本大震災時に一般廃棄物と産業廃棄物のどちらに該当するかの解釈が市町村によって異なり、揉めたと聞いているが、市町村がすべて処理するという認識でよいか。

(事務局)

・災害廃棄物は事業活動に伴い排出されるものではないため、一般廃棄物に該当する。
・問題となるのは工場の製品等ではないかと考えるが、熊本県の対応状況等を今後把握することも考えたい。

(委員)

・岩手県や熊本県で災害が発生した時のことを聞いていると県から市町村に指導し、災害廃棄物は一般廃棄物であることを意識付けていかないと処理が円滑に進まないのので、この点を加味して計画を策定すべきである。

(事務局)

・そうした意識付けも考えていきたい。

(部会長)

・廃棄物処理法の産業廃棄物以外が一般廃棄物であるという論理は理解できるが、現

実に工場の倒壊による廃棄物や市町村が想定していない廃棄物が発生した場合に、市町村がすべて処理をするのは難しいのではないかと。

- ・滋賀県内で災害が発生した場合は、産業廃棄物処理業者にも支援をお願いすることになるが、許可の問題が出てくる。臨時的に一般廃棄物処理業の許可を出すのか、それとも特例的に処理をしてもよいというものなのか。

(事務局)

- ・一時に大量に発生する災害廃棄物は、産業廃棄物処理業者の協力なくして処理が進まないことが見込まれるので、法的には届出が必要であるが、特例的に処理できる仕組みになっている。

(部会長)

- ・工場に保管していたものが倒壊して発生した廃棄物は一般廃棄物になるのか。また、産業廃棄物処理施設が被災した場合、保管していた廃棄物は一般廃棄物として扱われるのか。

(事務局)

- ・理屈では一般廃棄物であるが、熊本地震の際、大企業の工場から発生した災害廃棄物について企業の負担で処理した事例もあると聞いている。

(部会長)

- ・現実には災害廃棄物は一般廃棄物として明確に扱われていない部分もあるのではないかと。

(事務局)

- ・廃棄物処理法上、事業活動に伴って生じた廃棄物ではないので一般廃棄物であるということが原則である。
- ・市町村が想定していない廃棄物が発生した場合は特例により、産業廃棄物処理業者が処理するという対応があり得る。
- ・撤去するための経費については、国の支援制度がある。

(事務局)

- ・産業廃棄物処理施設が被災した場合でも既に産業廃棄物として保管されていたものについては、発生時点で産業廃棄物であり、扱いが変わることはない。
- ・災害廃棄物は一般廃棄物であるという原則の上で、産業廃棄物処理業者等の協力を得ながらいかに円滑に処理するかということである。

(部会長)

- ・現実には相当混乱すると思う。
- ・災害廃棄物は一般廃棄物であるという原則のもとで、熊本では現実にはどのように対応してきたのか事例をまとめて、滋賀県と県内市町でできるだけ統一した対応ができ

るようにしてほしい。

(部会長)

・災害発生前に廃棄物でないものが、災害発生後に廃棄物になった場合はすべて一般廃棄物であるということが基本的な整理でよいか。

(委員)

・災害に伴い新たに廃棄物になった場合はすべて一般廃棄物である。
・先ほど大企業で発生したものはグレーゾーンであるという話があったが、災害により発生したがれき処理の補助金の補助率にも関係してくる。
・例えば東日本大震災の場合は、一般家庭から発生した災害廃棄物はすべて国費により処理した。また、企業であっても地元の中小企業と大企業とで補助率が異なった。
・災害廃棄物の処理に産業廃棄物処理業者が関係してこないかという、そうではない。平成 27 年 8 月の廃棄物処理法の改正やその後の通知等により、例えば、一般廃棄物処理施設で処理すべきものを、同等の処理能力を持つ産業廃棄物処理施設で処理することを可能とするなど、弾力的に運用している。

(部会長)

・一般廃棄物には家庭系一般廃棄物と事業系一般廃棄物があるが、災害により発生した廃棄物であっても、災害に事業所から発生した災害廃棄物は、平時の事業系一般廃棄物に該当するので、処分費用の一部を企業に負担させるという理屈になるのか。

(事務局)

・事業系一般廃棄物は、事業活動により排出される廃棄物のうち、産業廃棄物に該当しないものが該当すると理解しており、災害廃棄物については、家庭系、事業系という仕分には向かないと考える。

(部会長)

・事業所から出てきた災害廃棄物の処理について、企業から費用負担をする場合は、法に基づくものではなく、寄付のような位置付けになるのか。そのあたりが明確にならないと混乱が生じるのではないか。

(事務局)

・市町村に処理責任があるが事業者が自ら費用をかけて撤去することを妨げるものではない。
・熊本の例では、日本各地に工場や事業所を持つ企業の場合、事業を再開しようとする、市町による撤去を待つわけにはいかないし、売上量や従業員数などで被災事業所等の割合が小さい企業には、自ら費用を負担できる事業者は処理していただくということではないか。

(委員)

・ 2 ページで処理可能量を見積もっているが、具体的な数値はどのようになっているのか。自治体の処理施設のみの年間の処理能力は合計では何トンになるのか。

(事務局)

・ 年間処理量の実績について、アンケートをとった結果として、33 万トンほどであり、アンケートをもとにして算出した年間の最大処理能力は、46 万トンほどであるので、その差を年間の処理可能量とした。平成 26 年度の処理実績値に基づく処理可能量は約 13 万トンとなるが、平成 27 年度の処理実績値に基づく処理可能量は約 11 万トンとなる。調整中の数字である。

(委員)

・ 焼却場を新設する場合は、年間の処理能力の余裕を持たせて建設しているわけではないので、災害時に処理できるのか把握するためにできるだけ精度の高い調査をした方がよい。

(部会長)

・ 年間処理能力は 1 日あたりの処理能力に 365 日かけたものなのか。定期点検で稼働を止める場合もあるが考慮しているのか。

(事務局)

・ 考慮している。

(委員)

・ 実際には、280 日に数十日加えた日数まで稼働可能であり、110%まで負荷をかけられる。

(事務局)

・ 稼働日数は、施設側にアンケートを行い、その回答に基づき設定している。ただし、回答にバラつきがあるため、一律の設定にした方がよいのではないかと考えていたところ。
・ 280 日の設定について、詳しく教えていただきたい。

(委員)

・ 標準 280 日で計算しなさいという国の指導であるが、炉の型式によって稼働可能日数が変わってくるので、詳しく把握するためには市町に対して稼働日数をどれくらい高められるかアンケートをとったほうがよい。負荷率も同様である。

(事務局)

・ アンケートでは定期点検等を除いた最大の稼働日数は何日かを質問しているが日数にばらつきがあったので根拠になる数値があればと考えていたので参考にさせていただく。

(委員)

- ・ごみが少なくなってきたので炉を休めている場合もある。
- ・各自治体に丁寧なヒアリングをするべきである。

(委員)

- ・4ページの市町の支援について、現在滋賀県で具体的に検討していることはあるのか。

(事務局)

- ・災害廃棄物処理計画の中で処理可能量や発生量等の基礎情報を記載する必要があるが、コンサルタントの支援を得るための財源や人が足りないということを聞いているので、県で収集した基礎情報をできるだけ整理し、市町に提供したい。
- ・最低限計画に記載すべき事項をモデル計画として示し、各市町の計画を各市町に策定いただけるようにしたいと検討している。
- ・19市町のうち4市町が策定予定であるので、策定過程を他の15市町に見ていただくことにより、30年度以降の策定作業が進むよう支援したい。
- ・来年度の夏頃に熊本への視察も検討している。

(委員)

- ・2点補足したい。仮置場について、実際には用途未定のオープンスペースとして場所を確保しているだけで、発災時に仮設住宅等の他の用途との取り合いになる場合がある。このため、実際に災害廃棄物の仮置場として使用できるのか精査してほしい。
- ・課題2で災害廃棄物発生量の量的な数値が出ているが、質的な観点で、通常のがれきの処理では扱うことができないもの、例えばPCBやアスベスト、工場が扱う有害物質等といった災害時処理困難物の把握をした方がよい。

(事務局)

- ・2点目については、基礎調査の中で、有害な処理困難物への対応についても調査し、把握しているので計画にも記載していく。

(委員)

- ・災害廃棄物の量的な側面や仮置場については検討されているようだが、例えば琵琶湖西岸断層、花折断層、木津川断層の各々で地震が発生した場合等、災害のシナリオはどのように検討しているのか。

(事務局)

- ・基礎調査あくまでも滋賀県地震被害想定をもとにしたもの。防災危機管理局がまとめた地震被害想定の中で火災や液状化による被害についてまとめられているので、これらをもとに発生量を推測している。

(委員)

- ・重要なことはどこでどれくらいの災害廃棄物が発生し、輸送可能なのかということである。この点は災害のシナリオによって大きく変わってくる。
- ・例えば、安曇川流域のように地形的なボトルネックがある場合、山地災害が発生すると、輸送可能性が大きな要素になってくるので、きちんと有識者会議で検討すべきである。

(事務局)

- ・災害廃棄物の収集運搬のルートおよび仮置場の場所を精査するよう御意見をいただいたが、市町の計画策定の段階で精査される仮置場の候補地と整合性を合わせないと収集運搬ルートを検討できない。
- ・県の計画は一旦策定したら固定するというものではなく、市町の計画策定の状況を見ながら、毎年改定を行いたいと考えており、二名の委員から指摘いただいた点についても随時対応していく。

(委員)

- ・水害があれば大量のがれきが発生するが、私が派遣された鬼怒川では仮置場の設置に苦労されていた。
- ・住民が生活する上では、災害廃棄物を一度道路に出さないといけませんが、道路に出すと通行に支障が出るという問題が生じる。
- ・大切なことはタイムライン、時間軸である。熊本に研修に行く際には、特に自治体の担当者に十分にヒアリングしてほしい。

○旧アール・ディエン지니어リング最終処分場に係る特定支障除去等事業の進捗状況について

- ・事務局から資料に基づき説明

(部会長)

- ・ただいまの説明に対して御意見や御質問をお願いする。

(委員)

- ・選別をするということだが、土が有害かどうかの判断はどのようにしているのか。

(事務局)

- ・掘削して発生した廃棄物土については選別施設において、廃棄物と土、がれき類に分ける。
- ・土は300m³に1回分析を行い、有害か否かを判断し、有害であれば搬出すし、有害でなければ埋戻しを行っている。
- ・有害物掘削については、あらかじめ有害であることがわかっているので、位置が特定された場合は、選別せずにそのまま持ち出し処理を行っている。

(委員)

・遮水壁をつくり、底面も遮水すると、この部分は水が溜まる構造になるが、溜まった水は汲みあげて廃棄するということだが、表面からの浸透は抑制するのか。

(事務局)

・法面にシートを敷き、A工区は舗装したりして、浸透しづらい構造を造っている。
・最終的にはB工区に調整池を造り、そこに集めて流すということになる。

(部会長)

・現在ある水処理施設は工事中のものに対応するものであって、工事終了後は無くなるという理解でよいか。

(事務局)

・工事が終了してもモニタリングを行い、最低2年間は水処理を行う予定である。地元住民にも説明済みである。
・状況を見ながらモニタリング数値が低くなれば、完了する流れとなる。

(部会長)

・工事現場の土地は県有地なのか。

(事務局)

・平成26年度にすべて県有地である。

(部会長)

・まとめると工事は概ね順調だが、当初想定していないものが出てきており、事業費が70億円以上かかりそうであるため、今後国と協議するというこでよいか。

(事務局)

・そのとおり。

(部会長)

・本日の報告全般について御意見、御質問はあるか。

－意見、質問なし－

(事務局)

・平成28年7月に国のPCB廃棄物処理基本計画が変更されたので、前回の廃棄物部会で県のPCB処理計画変更をすとしていたが、現在の県の計画が国のPCB特措法や国のPCB廃棄物処理基本計画と大きく隔たりがなく、対応できている状況である。
・今後国の動向を見て、必要に応じて県の計画の変更について判断したい。

(以上)